別紙４

# 第四期　特定健康診査等実施計画

（令和６年度～令和１１年度）

全農健康保険組合

令 和 ６ 年 ６ 月

## 背景および趣旨

平成 20 年施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」により、保険者は「特定健康診査等実施計画」を定めるものとされ、40 歳以上の被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとなった。

第四期計画（令和 6 年度～11 年度）は、当健保組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について、現在取り組んでいる第三期計画（平成 30 年度～令和 5 年度）を踏まえて定めるものである。

## 特定健康診査等の実施に関する基本的な事項

１．特定健康診査等の基本的な考え方

高齢化の急速な進展とともに生活習慣病が増加し、国民医療費の約 3 割を占めている。

「特定健康診査等基本指針」が示すとおり、生活習慣の改善により糖尿病等の生活習慣病を予防できれば、生活の質の維持及び向上を図りつつ医療費の伸びを抑制することが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

２．特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者の特定健康診査等は事業主が主体となって行う。また、被扶養者および任意継続被保険者・被扶養者の特定健康診査等は、当健保が主体となって行う。健診データは当健保組合が管理する。

３．事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

当健保組合は被保険者の健診データを事業者から受領し、事業者と連携・協力して保健指導を実施する。なお、被保険者の健診費用については、事業者の負担とする。

４．特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群に対する保健指導の目的は、悪化して生活習慣病に移行するのを抑制するためであり、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるよう支援する。

## 第三期 計画の進捗と課題

１．平成 30 年 2 月通常組合会において承認された第三期計画（平成 30～令和 5 年）の進捗は以下のとおりである。

（１）特定健康診査実施率

【目標値】 (単位：%)

| | H30年度 | R元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 被保険者 | 85.0 | 87.0 | 89.0 | 91.0 | 93.0 | 95.0 |
| 被扶養者 | 45.0 | 53.0 | 61.0 | 69.0 | 77.0 | 85.0 |
| 被保険者＋被扶養者 | 72.7 | 76.5 | 80.4 | 84.2 | 88.1 | 91.9 |

国が決めた目標値：90%

【実績値】

| | H30年度 | R元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 被保険者 | | | | | |
| 実施者/対象者 | 3,929/4,478 | 4,194/4,623 | 4,540/4,826 | 5,000/5,110 | 5,136/5,286 |
| 実施率 | 87.7% | 90.7% | 94.1% | 97.8% | 97.2% |
| 被扶養者 | | | | | |
| 実施者/対象者 | 885/1,801 | 888/1,757 | 737/1,768 | 737/1,830 | 781/1,775 |
| 実施率 | 49.1% | 50.5% | 41.7% | 40.3% | 44.0% |
| 被保険者＋被扶養者 | | | | | |
| 実施率 | 76.7% | 79.7% | 80.0% | 82.7% | 83.8% |

○令和 4 年度健診実施率は、目標値 88.1%に対し、実績値は 83.8%。

○被保険者の実施率は 97.2%であるが、被扶養者は 44%で、全体の実施率は 83.8%となっている。

（２）特定保健指導実施率

【目標値】

| | H30年度 | R元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 40歳以上対象者(人) | 6,600 | 6,800 | 7,000 | 7,200 | 7,400 | 7,500 |
| 特定保健指導<br>対象者数（推計） | 460 | 470 | 490 | 510 | 520 | 530 |
| 実施率（%） | 48.8 | 51.1 | 53.3 | 55.6 | 57.8 | 60.0 |
| 実施者数(人) | 224 | 240 | 261 | 284 | 301 | 318 |

国が決めた目標値：60%

【実績値】

| | H30年度 | R元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 40歳以上対象者 | 6,279 | 6,380 | 6,594 | 6,940 | 7,061 |
| 積極的支援対象者 | 346 | 393 | 461 | 445 | 456 |
| 動機付支援対象者 | 554 | 525 | 558 | 541 | 588 |
| 計 | 900 | 918 | 1,019 | 986 | 1,044 |
| 特定保健指導終了者 | 357 | 297 | 365 | 385 | 410 |
| 実施率 | 39.7% | 32.4% | 35.8% | 39.0% | 39.3% |

○特定保健指導は、全事業所で実施しているが目標値を下回っている。

２．被扶養者に対する特定健診受診率向上のため次の取組みを実施した。

（１）令和元年度：特定健診受診時にオプション（婦人科検診等）受診の場合、窓口での支払いは健保補助金助成後の金額とし後日の補助金申請は不要とした。

（２）令和２年度：特定健診項目を含んだ「人間ドック」も受診可能とした。

# Ⅰ．達成目標

１．特定健康診査の実施率目標値

令和 11 年度における特定健康診査の実施率を 90%とする。（国が示す目標値に即して設定）

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の目標実施率を以下のように定める。

【実施率目標値】 （単位：%）

| | R6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 被保険者 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |
| 被扶養者 | 54.7 | 58.5 | 62.2 | 65.9 | 69.6 | 73.3 |
| 被保険者＋被扶養者 | 85.0 | 86.0 | 87.0 | 88.0 | 89.0 | 90.0 |

２．特定保健指導の実施率目標値

令和 11 年度における特定保健指導の実施率を 60%以上とする。（国が示す目標値に即して設定）

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の目標実施率を以下のように定める。

【実施率目標値】

| | R6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 特定健診対象者 | 7,730 | 7,880 | 8,030 | 8,180 | 8,330 | 8,480 |
| 特定保健指導<br>対象者数（推計） | 1,080 | 1,120 | 1,160 | 1,200 | 1,240 | 1,280 |
| 実施率（%） | 40.0 | 44.0 | 48.2 | 52.0 | 56.0 | 60.0 |
| 実施者数 | 432 | 493 | 559 | 624 | 695 | 768 |

注．特定保健指導は、外部機関に委託する。

## Ⅱ．特定健康診査等の対象者数

１．対象者数

（１）特定健康診査

被保険者　（人）

| | R6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（推計値） | | | | | | |
| うち40歳以上対象者 | 5,230 | 5,330 | 5,430 | 5,530 | 5,630 | 5,730 |
| 目標実施率（%） | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |
| 目標実施者数 | 5,125 | 5,223 | 5,321 | 5,419 | 5,517 | 5,615 |

被扶養者　（人）

| | R6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（推計値） | | | | | | |
| うち39歳以上対象者 | 2,500 | 2,550 | 2,600 | 2,650 | 2,700 | 2,750 |
| 目標実施率（%） | 54.7 | 58.5 | 62.2 | 65.9 | 69.6 | 73.3 |
| 目標実施者数 | 1,368 | 1,491 | 1,617 | 1,449 | 1,880 | 2,017 |

被保険者＋被扶養者　（人）

| | R6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（推計値） | 7,730 | 7,880 | 8,030 | 8,180 | 8,330 | 8,480 |
| | | | | | | |
| 目標実施率（%） | 84.0 | 85.2 | 86.4 | 87.6 | 88.8 | 90.0 |
| 目標実施者数 | 6,493 | 6,714 | 6,938 | 7,166 | 7,397 | 7,632 |

（２）特定保健指導の対象者数（推計値）

被保険者＋被扶養者　（人）

| | R6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者 | 7,730 | 7,880 | 8,030 | 8,180 | 8,330 | 8,480 |
| 動機付け支援対象者 | 480 | 500 | 520 | 540 | 560 | 580 |
| 実施率（%） | 43.8 | 47.0 | 50.2 | 53.5 | 56.8 | 60.0 |
| 実施者数 | 210 | 235 | 261 | 289 | 318 | 348 |
| 積極的支援対象者 | 600 | 620 | 640 | 660 | 680 | 700 |
| 実施率（%） | 37.0 | 41.6 | 46.2 | 50.8 | 55.4 | 60.0 |
| 実施者数 | 222 | 258 | 298 | 335 | 377 | 420 |
| 保健指導対象者計 | 1,080 | 1,120 | 1,160 | 1,200 | 1,240 | 1,280 |
| 実施率（%） | 40.0 | 44.0 | 48.2 | 52.0 | 56.0 | 60.0 |
| 実施者数 | 432 | 493 | 559 | 624 | 695 | 768 |

## Ⅲ．特定健康診査等の実施方法

１．実施方法・実施場所等

（１）特定健康診査

ア．被保険者

事業者が行う法定健診時に特定健診項目を追加して実施する。実施場所は事業者が設定する。

イ．被扶養者、任意継続被保険者

39 歳以上の全ての被扶養者・任意継続被保険者を対象とし、外部委託機関からの案内により、対象者が指定した場所において実施する。

受診費用は当健保組合が負担する。ただし、実施項目以外を受診した場合、その費用は個人負担とする。

（２）特定保健指導

ア．被保険者

事業者と外部委託機関が協議、設定する日時・場所において実施する。

イ．被扶養者、任意継続被保険者

外部委託機関からの案内により、対象者が指定した場所において実施する。

ウ．特定保健指導実施率向上のため、特定健診受診当日に特定保健指導を実施できる体制整備を進める。また、特定保健指導にかかる費用は、当健保組合が負担する。

２．実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている健診項目とする。

３．実施時期

実施時期は、通年とする。

４．外部委託の有無

以下については、外部機関に委託する。

（１）被保険者の特定保健指導

（２）被扶養者、任意継続被保険者の特定健康診査および特定保健指導

５．周知・案内方法

当健保組合のホームページに掲載するほか、被扶養者と任意継続被保険者に対しては受診案内を送付する。

６．データの受領方法

（１）被保険者の健診データは事業者を経由して受領する。

（２）被扶養者と任意継続被保険者の健診データは外部委託機関から受領する。

ただし、償還払いで人間ドック補助金請求した場合やパート先等で特定健康診査を受診した場合は、受診者の申し出を受け同意を得られれば当健保組合が直接健診データを

受領する。
（３）特定保健指導のデータは、外部委託機関から受領する。。
（４）データの保管年数は、5 年とする。

７．特定保健指導対象者の選出
特定保健指導の対象者については、階層化された該当者全員を対象とするが、必要に応じ優先度の高い該当者を選出して実施する。

## Ⅳ．個人情報の保護

（１）当健保組合が定める「個人情報保護管理規程」を遵守する。
（２）当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
（３）当健保組合のデータ管理責任者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合で特定健診・特定保健指導を担当する職員に限る。
（４）外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記し、保護措置を講じるものとする。

## Ⅴ．特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、各事業所に送付するとともに、ホームページに掲載し周知する。

## Ⅵ．特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年見直しを検討する。また、中間年度で 3 年間の評価を行い、必要がある場合は計画を見直すこととする。

## Ⅶ．その他

当健保組合に所属する担当職員等については、特定健診・特定保健指導事業に必要な研修に随時参加させる。

以上